



島根県報

平成30年3月31日（土）

号外第62号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第60号）

1 規則の概要

- (1) 地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う規定及び様式の整備
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の一部については、平成31年1月1日から施行することとした。

規**則**

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第60号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第71条の2、法第71条の23、法第71条の44、法第71条の64、法第72条の74（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）第19条の規定により適用される場合を含む。）、法第73条の42、法第74条の31、法第98条、法第140条、法第144条の55、法第175条、法第206条、又は法第746条第2項」を「第22条の3から第22条の31まで」に改める。

第28条第2項中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」の次に「（平成20年法律第25号）」を加える。

第39条の2第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者及び同項第8号」を「同一生計配偶者及び同項第9号」に改める。

第41条の3第1項から第3項までの規定中「又は第2項」を「から第3項まで」に改める。

第44条第1項の表中「第73条の2第6項」を「第73条の2第7項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「不動産価格等通知書（第99号様式）」を「不動産価格等決定通知書（第99号様式その1）又は不動産価格等通知書（第99号様式その2）」に改める。

第77条第5項中「前年度に」の次に「条例第38条第3号又は」を加える。

第105条第1項中「控除対象配偶者及び同項第8号」を「同一生計配偶者及び同項第9号」に改める。

附則第10項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

第27号様式その3中「第74条の5又は同法附則第12条の2に定める率」を「第74条の5に定める率」に改める。

第30号様式中

「

資 本 金 等 の 額	資本金額又は出資金額	円
	資本積立金額又は連結 個別資本積立金額	円

」

を

「

資本金の額又は 出資金の額		円
資本金の額及び資本 準備金の額の合算額		円
資本金等の額		円

に改め、同様式記載要領の7中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

第30号の2様式中 「資本金額又は出資金額 を 「資本金の額又は出資金の額」 に改める。

第69号様式中「又は第5号」を「、第5号又は第6号」に改める。

第73号様式中 「1 賦課、 2 更正、 3 決定、 4 督促、 5 差押、
6 公売、 7 その他（該当するものの番号を○で囲んでくだ
さい。）」 を

「1 賦課、 2 更正、 3 決定、 4 督促、 5 差押、
6 公売、 7 その他
（該当するものの番号を○で囲んでください。）」 に改める。

第97号様式備考1中「第73条の2第6項後段」を「第73条の2第7項後段」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第98号様式その2中

「

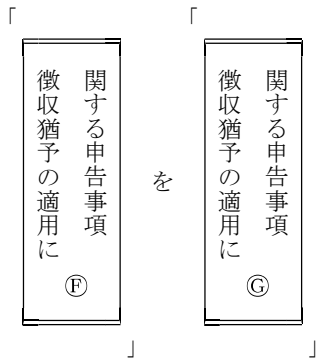
耐震基準適合既存住宅の 取得の場合 E	住 宅 の 用 途	自己居住用・貸家用・ その他（ ）
--	-----------	----------------------

を

「

耐震基準適合既存住宅の 取得の場合 E	住 宅 の 用 途	自己居住用・貸家用・ その他（ ）
耐震基準不適合既存住宅 の取得の場合 F	耐震改修完了年月日	年 月 日
	住 宅 の 用 途	自己居住用・貸家用・ その他（ ）
	自己居住用に供した年月日	年 月 日

に、



に改め、同様式備考1を次のように改める。

- 1 ⑥に該当する場合は、住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付してください。
また、次の場合は、新耐震基準に適合していることを証する書類を併せて添付してください。
- (1) ⑥に該当する場合であって、住宅の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前である場合（調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。）
- (2) ⑥に該当する場合（住宅の取得日から6月以内の証明書に限る。）

第98号様式その2記載要領の7中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同様式記載要領の13中「及び⑥」を「、⑥及び⑦」に改め、同様式記載要領の15の(2)の次に次のように加える。

(3) 地方税法附則第11条の4第7項……………宅地建物取引業者が改修工事対象住宅用地を取得した場合第100号様式中「又は耐震基準適合既存住宅」を「、耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅」に改め、

⑥	法附則第11条の4第5項…改修工事対象住宅の取得		
⑦	上記以外の規定による	法第73条の27の 第 項 法附則第11条の4 第 項	を

⑥	法附則第11条の4第5項…改修工事対象住宅の取得		
⑦	法附則第11条の4第7項…改修工事対象住宅用地の取得		に改
⑧	上記以外の規定による	法第73条の27の 第 項 法附則第11条の4 第 項	める。

第202号様式中「一金 何々公売代金」を「一金 何々公売代金 ただし、公売代金」に、「上記何某に係る地方税法違反事件について」を「上記の 何某に係る地方税法違反事件の証拠として 年 月 日において」に、「虞があったから」を「おそれがあったので」に、「第 何条及び国税犯則取締法第7条第3項」を「第22条の16第2項」に、「何々司法事務局に」を「何々司法事務局に」に、「から通知する」を「ので通知します」に改める。

第203号様式中「地方税法違反事件、」を削り、「何某の」を「何某の」に、「何某は」を「何某は」に、「何処で何々を」を「何処で何々を」で「何々を」に、「である」を「であります」に、「から、」を「ため、」に、「第 何条及び国税犯則取締法第14条」を「第22条の28」に、「処理」を「処分」に、「ならない」を「なりません」に、「命ずる」を「命じます」に、「差押えて」を「差し押えて」に、「何々は」を「何々は」に、「還付する」を「還付します」に、「するから念のため申し添える」を「することを念のため申し添えます」に、「通告する」を「通告します」に、「押捺」を「押印」に改める。

第204号様式中 「 地方税法違反嫌疑の報告があったので調査したが、何々につき違反の心証を得ない。 を

上記地方税法第 条及び国税犯則取締法第19条の規定により通知する。 」

「 地方税法違反嫌疑の報告があったので調査をしましたが、犯則の心証を得なかったので、 に改める。
地方税法第22条の31の規定により通知します。 」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第39条の 2 第 2 項及び第105条第 1 項の改正規定は、平成31年 1 月 1 日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則第41条の 3 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(用紙に関する経過措置)

3 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。